

韓国

目次

概要	・ ・ ・ 1
代理人制度	・ ・ ・ 2
特許・実用新案制度	・ 3
意匠制度	・ ・ ・ 8
商標制度	・ ・ 1 4
模倣品対策	・ ・ 1 9

概 要

2012年1月

加入条約 パリ条約、PCT、TRIPs、ブタペスト条約、マドリッド協定議定書

手続言語 韓国語

所管官庁 特許庁 Korean Intellectual Property Office (KIPO)

住所 Government Complex-Taejon, Dunsan-dong, So-ku
TaejonMetropolitan City, 302-701

電話: 82 42 481 5064 FAX: 82 42 472 3459

ウェブサイト: <http://www.kipo.go.kr>

1. 代理人に必要な資格

Patent Attorney または Attorney at Law の資格

2. 資格取得の要件

1) 試験に合格する必要がある。

試験科目:特許法(実用新案法を含む)、デザイン保護法および商標法、民法、民事訴訟法等。

2) IP 分野における業務経験は不要。

3. 資格取得後、特許庁、International Intellectual Property Training Institute 等が開催する研修を受講する必要がある。

4. 代理人事務所の業務例:

出願(特許、実用新案、デザイン及び商標)
実施契約に関するコンサルティング

5. 利益相反行為に関する制限があり、法文化されている。

6. 国内の代理人協会について

The Korean Patent Attorneys Association

会員:Patent Attorney または特許事務所

強制加入制

協会の連絡先:Tel 82-2-3486-3486

Fax 82-2-3486-3511

E-mail address : kpaa@kpaa.co.kr

1. 一般

適用法令 2011 年改正特許法(最終改正:2011 年 12 月 02 日付法律第 11117 号)

所管官庁 特許庁(KIPO)

保護の種類は、特許、実用新案

2. 保護対象

1) 発明の定義

自然法則を利用した技術的思想の高度な創作（実用新案: 自然法則を利用した技術的思想の創作）

2) 保護対象ではない例

算術・計算方法や商品の陳列方法、永久機関のように自然法則に反するもの、単純な発見や自然現象自体は特許法上の保護対象ではない

3. 特許要件

1) 産業上の利用可能性

未完成発明、人間の治療方法などは産業上利用可能性なし

2) 新規性

公知、公用、文献公知のすべてにおいて世界主義を採用

なお、電気通信回線を介して公衆が利用可能になった発明も新規性なし

新規性喪失の例外**

新規性喪失日から12ヶ月以内、日本において新規性喪失例外規定を受けた出願を優先権の基礎として韓国出願する場合であっても、日本における新規性喪失日から12ヶ月以内に韓国出願をしなければならないので注意が必要

3) 進歩性

出願前に公知、公用、文献公知に記載された発明から当業者(その発明が属する技術分野で通常の知識を持つ者)が容易に発明できるものであってはならない。(実用新案: 極めて容易に考案できるもの)

4) 発明の単一性

一つの一般的発明概念から構成される発明群

5) 不特許事由

公序良俗又は公衆衛生違反

4. 出願手続

1) 出願人となり得る者

発明者又は譲受人

2) 必要書類

① 願書 出願人、発明者の住所、氏名

② 明細書

a. 発明の名称、b. 図面の簡単な説明(図面がある場合)、c. 発明の詳細な説明、d. クレームを含む

クレーム提出猶予可能**

優先日から18月又は第3者審査請求通知を受ける日から3月以内のうち早い日まで
提出要クレームは、多項従属可能

③ 必要な図面(実用新案: 図面は必須)

④ 要約書

⑤ 委任状

⑥ 優先権主張を伴う場合には優先権証明書類とその韓国語翻訳文

日本出願を基礎とする場合その趣旨だけ願書に記載、優先権証明書提出は不要

3) 特許情報網(KIPO-NET)の構築によって 1999 年 1 月 1 日から電子出願制度を
施行

4) 出願言語は、韓国語

5) PCT出願の国内移行期限

① 最先の優先日から31 月(国内移行期限内に翻訳文の提出必要)

② 19条補正又は34条補正は、国内移行時に翻訳文の提出必要

5. 審査手続

1) 方式審査

① 方式要件を満たせば、国際分類番号を指定

② 優先日から18月経過後に出願公開

2) 出願審査請求制度あり

出願日から5年以内に審査請求必要(第3者も可能)(実用新案: 3 年以内)

審査請求ない場合、出願は取下げ擬制

3) 実体審査

① 特許要件を満たしていない場合、拒絶理由通知を発する

拒絶理由通知の種類は最初の拒絶理由通知と最後の拒絶理由通知

拒絶理由通知に対し、2月以内に意見書・補正書提出可能

提出期間は、1 月単位での期間延長可能(最大4ヶ月)

なお、遠隔又は交通不便の知の出願人への延長制度なし

② 期限内に拒絶理由通知に応答しない場合、出願は拒絶決定

③ 出願人の請求により審査官とインタビューが可能

④ 拒絶決定謄本送達から30日以内に、特許審判院に拒絶決定に対する審判請求可能 審判請求日から30日以内に明細書又は図面の訂正あるいは分割出願可能 最初の拒絶決定謄本送達日から30日以内に実用新案に出願変更可能

4) 拒絶理由

① 外国人の権利能力違反

② 産業上の利用可能性/ 新規性/進歩性などの特許要件欠如

③ 公序良俗違反などの不特許事由に該当する場合

④ 先願主義違反

⑤ 共同出願規定の違反

⑥ 無権利者の特許出願

⑦ 特許を受けられないものに該当する場合

⑧ 条約違反

⑨ 明細書記載要件違反

⑩ 特許出願要件違反

⑪ 補正の範囲違反

⑫ 分割出願の範囲違反

⑬ 変更出願の範囲違反

5) 補正制度

① 補正時期

a. 出願後、特許決定送達前または最初拒絶理由送達前まではいつでも

b. 審査官の意見提出通知に対する意見書提出期間内

- c. 拒絶決定に対する審判請求日から 30 日以内(前置審査へ付される)
- d. 再審査を請求するとき

② 補正の範囲

- a. 2001 年 7 月 以前出願
最初明細書又は図面の要旨を変更しない範囲内で
- b. 2001 年 7 月 以後出願
最初明細書又は図面の記載事項範囲内に。すなわち、要旨変更の概念の代わりに新規事項追加禁止の概念が導入されている。
最後拒絶理由通知以後(拒絶理由通知に対する意見提出時の補正により発生した拒絶理由の通知及び拒絶決定不服審判請求時を含む)の特許請求範囲の補正は(i)請求項を限定または削除し、または請求項に付加して特許請求の範囲を減縮する場合、(ii)誤記の訂正、(iii)不明瞭な記載の釈明、(iv)新規事項の追加に該当する補正に対しその補正前の特許請求の範囲に戻しながら特許請求の範囲を(i)(ii)(iii)までの規定により補正をする場合に限られる。拒絶決定不服審判請求時の補正は(i)(ii)(iii)(iv)の事由の中でも審査官が拒絶理由通知によって指摘した事項に限る。

③ 補正却下

- a. 2001 年 7 月 以前出願
特許決定謄本の送達前に行った補正がその明細書又は図面の要旨を変更するとき
- b. 2001 年 7 月 以後出願
最後拒絶理由通知以後の補正が補正の範囲を違反した場合

6. 登録

- 1) 存続期間は出願日から20年(実用新案は10年)
- 2) 特許決定謄本送達後、3月以内に1～3年分の特許料を支払う
- 3) 年金
第4年目からは登録日の該当日より前に納付
なお、この期間を徒過しても6月以内に特別料金を支払って納付可能
- 4) 特許権の回復
年金不納により消滅した特許は所定の場合には回復可能
- 5) 特許期間の延長制度あり
 - i)5年を限度として、発明を実施できなかった期間
 - ii)特許出願に対して特許出願日から4年と出願審査請求日から3年のうちの遅い日より遅れて特許権の設定登録がなされる場合には、その遅れた分だけ特許権の存続期間を延

長することができる

7. その他

1) 電子出願制度

まず特許庁に出願人(代理人)コード付与申請(印章捺印が必須)、その後の特許庁に対する手続遂行時にはあらゆる出願及び中間書類の出願人(代理人)記載欄に出願人(代理人)コードを記載、これを記載しない場合は不受理返還処理される。

2) 包括委任登録制度

現在又は将来の事件に対してあらかじめ事件を特定せず包括委任しようとするとき、包括委任登録申請書の特許庁に提出。包括委任登録申請書上の出願人コードと代理人コードの組合せをもって包括委任番号が付与され、その後は全ての出願書類及び中間書類の提出時に包括委任登録番号を記載

3) 早期審査(優先審査)制度あり

- a. 発明が所定のカテゴリーに属し、又は b. 他人が発明を実施の場合、優先審査申請書を提出

日—韓審査 highway 制度**

上記法的に記載されは理由以外、日本出願を基礎出願として、韓国に優先権主張出願をした場合、日本出願の審査資料、すなわち、拒絶理由通知書、登録決定書、又は登録可能認められたクレームが記載された通知書と発明比較表などを提出しつつ優先審査申請可能

4) 外国語出願制度なし

5) 審査請求制度あり

韓国特許庁への出願日から5年以内に行う必要あり

6) 出願公開制度あり

優先日から1年6月で出願公開、出願人の申請による早期公開制度あり

7) 変更出願制度あり

拒絶決定以前までは補正可能期間に出願変更可能

最初の拒絶決定謄本送達の場合、謄本送達日から30日以内に実用新案に最初明細書又は図面の記載事項範囲内に出願変更可能

8) 分割出願制度あり

補正書の提出可能中であれば最初明細書又は図面の記載事項範囲内に分割出願可能

9) 新規性喪失の例外の適用可能

新規性喪失日から12月以内に所定書面とともに出願する必要あり

出願日より30日以内に関連事実を提出する必要あり

10) 国内優先制度あり

11) 期限徒過の場合の救済制度なし

12) 再審査請求制度あり

拒絶決定の謄本の送達を受けた日から30日以内にその特許出願の願書に添付した
明細書又は図面を補正し当該特許出願に関し再審査を請求することができる。
※前置審査制度は、2009年法改正により廃止

1. 一般

適用法令 2011年改正デザイン保護法(最終改正:2011 年 12 月 02 日付法律第 11111 号)

2. 保護対象

デザイン保護法上、デザインとは、物品(物品の部分(一組の物品の場合を除く)及び書体を含む)の形状・模様・色彩又はこれらを結合したものであって、視覚を通して美感を起こさせるものをいう。物品性を前提として、形状のないデザインは存在しないが、形状のみのデザインは審査実務上認められる。また書体とは、記録、表示又は印刷等に使用するために共通の特徴を有する形態で作られた一組の書式(数字、文章符号及び記号等の形態を含む)をいう。

3. 登録要件

1) 工業上利用可能性

工業的生産方法によって同一の物品を量産できず、又は図面におけるデザインの表現が具体的でない場合には登録を受けることができない。

2) 新規性

出願前に国内又は国外において公知となり、又は公然実施されたデザイン、出願前に国内又は国外において頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通して公衆が利用可能となったデザイン、及び上記のデザインに類似するデザインは登録を受けることができない。

3) 新規性喪失の例外

デザインが新規性を喪失した日から 6 ヶ月以内に韓国出願を行い、これを立証することができる書類を出願日から 30 日以内に提出すれば、新規性を喪失していないものとみなす。

4) 創作性

デザイン登録出願前にそのデザインの属する分野において通常の知識を有する者が、国内外の公知・公用のデザインの結合により、又は国内において周知の形状・模様・色彩若しくはこれらの結合により容易に創作することができるデザインは登録を受けることができない。

5) 不登録事由

出願デザインが工業上利用可能性、新規性、創作性等を満たしても、デザインが国旗・国章・軍旗・勲章・褒章・記章その他の公共機関等の標章及び外国の国旗・国章又は国際機関等の文字若しくは標識と同一又は類似し、又はデザインが与える意味又は内容等が一般人の通常の道徳観念である善良の風俗に反し、又は公共の秩序を害するおそれがある

場合、そして他人の業務に係る物品と混同を生ずるおそれがあるか、物品の機能を確保するのに不可欠な形状のみからなるデザインは登録を受けることができない。

4. デザイン登録を受けるまでの手続の概要

デザインの対象となる物品が無審査登録出願の対象であるか、審査登録出願の対象であるかによって異なる。

1) デザイン審査登録出願

- ① 法令で定めた書式による出願書、図面(写真も可、六面図＋斜視図必須)、及び添付書類(委任状、優先権証明書等)を添付して特許庁に提出する。
- ② 出願書は方式審査を受け、方式違反時には補正命令が出され、補正命令に応じなかったり補正によっても瑕疵を直せない場合には無効処分となる。
- ③ 出願公開申請があれば、公序良俗、国防上の秘密などの要件を審査し、デザイン公開公報に掲載する。出願公開されたデザイン登録出願に対してはデザイン保護法第30条(特許法第61条準用)に従って優先審査請求が可能である。
- ④ 担当審査官は、出願の順に従ってデザイン物品類別に審査を行う。2008年3月現在、審査登録出願の場合は出願日から約7～8ヶ月経過後に実体審査(工業上利用可能性、新規性、創作性、不登録事由、類似デザイン出願規定、審査デザイン登録出願物品に該当するか否か、1デザイン1出願主義、複数デザイン出願規定、一組の物品デザイン出願規定、先出願主義)を行う。拒絶理由が発見されれば、審査官はこの理由を出願人に通知し、2ヶ月以内の期間を定めて意見書の提出機会を与える。意見書提出期間は1回につき1ヶ月、計2回、2ヶ月の延長が可能である。
- ⑤ 意見書により拒絶理由が解消されたときはデザイン登録決定をし、拒絶理由が解消されないときは拒絶決定する。拒絶決定に対しては受領日から30日以内に不服審判請求をすることができ(同期間は在外者に限って1回に限り2ヶ月の延長が可能)、さらに特許法院への審決取消訴訟、大法院(法律審)への上告による不服申立が可能である。

2) デザイン無審査登録出願

① 対象物品

流行性の強い物品に関するデザインであって、第11条第2項の規定による物品区分のうち産業資源部令が定める以下の物品に限り、無審査登録出願が可能である。錯誤により審査登録出願をしたときは無審査登録出願に変更する補正をすることができる。一方、2007年に改正された施行規則では、A1(製造食品、嗜好品)及び画像デザインに関する物品も無審査登録出願の対象としている。

分類	物品名
A1	製造食品、嗜好品
B1	衣服など
C1	寝具、カーテンなど
F3	事務用地、チラシ、転写紙など
F4	包装紙、ラベル、包装容器など
M1	織物紙、壁紙、合成樹脂など
--	液晶画面等の表示部に一時的に図形等が表示される画像デザインに関する物品

② 複数デザイン登録出願

デザイン無審査登録出願においては、物品区分上同一の大分類に属する物品について、20 以内のデザインを 1 出願とすることができる複数デザイン登録出願が認められている。出願書に複数デザイン登録出願の有無及びデザインの数を記載するとともに、デザインの一連番号及び図面番号等を記載した複数デザイン明細書を添付しなければならない。

③ 審査項目

無審査登録出願は審査登録出願のような水準の実体審査をせず、①デザイン無審査登録出願対象物品に該当するか、②デザイン登録出願に必要な方式を備えているか、③不登録事由に該当するか、④工業上の利用可能性を有するか、⑤国内に広く知られた形状・模様・色彩又はこれらの結合により容易に創作できるデザインであるか(2007 年改正法)、⑥主体的要件(共同出願違反有無を含む)に違反するか、⑦1 デザイン 1 デザイン登録出願に違反するか(複数デザイン登録出願を除く)、⑧一組の物品、複数デザイン登録出願、類似デザイン無審査登録出願の場合、その成立要件を満たすか、及び⑨その他条約違反の有無などの形式的要件を審査する。ただし、第三者からその登録要件に不足な点があることについて情報提供があるときは、新規性、創作性等、その他審査登録デザインのデザイン登録出願拒絶理由に該当する事由を審査し、拒絶決定をすることができる。

④ 異議申立

a. 要件

無審査登録デザインが新規性、創作性等の登録要件を欠いている場合、何人も設定登録があった日から登録公告後 3 ヶ月が経過する日まで異議申立を提起することができる。複数デザイン登録はデザインごとに異議申立が可能である。

b. 決定及び不服

異議申立が理由があると認められれば取消決定が、理由がないと認められれば維持決定が出される。異議申立期間内にその理由及び証拠を提出しない場合は異議申立を却下できる。却下決定及び維持決定に対しては不服とすることができない。なお、取消決定に対しては、デザイン権者がその謄本を受領した日から 30 日以内に特許審判院に不服審判を請求することができる。

【デザイン審査登録出願と無審査登録出願の対照表】

	デザイン審査登録出願	デザイン無審査登録出願
1.審査期間	長い(約 7～8 ヶ月)	短い(約 2～3 ヶ月)
2.長所・短所	権利の安定性は高いが、権利化遅延の弊害がある	早期権利化を図れるが、不良権利発生による紛争などの弊害が予想される
3.審査対象	方式審査＋実体審査	無審査対象物品か否か＋方式要件＋不登録事由＋工業上の利用可能性＋国内での容易創作性＋主体的要件＋1 デザイン 1 出願＋複数デザイン、一組の物品のデザイン、類似デザイン無審査登録出願の場合、その成立要件
4.複数デザイン出願	デザイン出願の原則が適用される	複数デザイン登録出願が可能
5.異議申立制度	なし	不良権利発生による弊害防止のため無審査登録異議申立制度あり
6.過失の推定規定	適用なし	無審査登録を受けた者が他人のデザイン権又は専用実施権を侵害する場合は過失を推定
7.登録後の権利の効力	独占排他的権利享有	上記の過失の推定規定が適用されることを除き、審査登録されたデザイン権と全く同一

3) 出願時の必要書類

① 出願書

出願人の氏名(名称)・住所、創作者の氏名・住所、対象となる物品、類似デザイン出願の場合は基本デザインの登録番号又は出願番号、優先権主張出願の場合は優先権主張の旨と最先の出願の情報(優先権書類は出願から 3 ヶ月以内に提出)

② 図面

対象となる物品、デザインの説明及び創作内容の要点、複数デザイン登録出願の場合はデザインの図面番号を記載する。図面の代わりに鮮明な写真、見本、ひな形による出願も可能である。また、2007 年改正施行規則によると、同一の図面が複数ある場合は一つを除いた残りの図面、画像デザインの場合は正面図を除いた残りの図面の提出を省略することができる。

③ 複数デザイン登録出願の場合、複数デザイン明細書

4) 特殊な出願

① 類似デザイン制度

自己の登録デザイン又はデザイン登録出願したデザイン(基本デザイン)にのみ類似するデザインについて、類似デザインのみで登録を受けることができるようにした制度である。出願人自らの公知となった先行デザインがある場合は、その先行デザインの存在は同一人の類似デザイン出願に対する新規性認定に何らの影響を及ぼさないが、第三者の先行デザインがある場合には一般デザイン出願と同様に新規性が認められない。

② 組物デザイン制度

2 以上の物品が慣習上組物として販売され同時に使用される場合、当該組物デザインが組物全体として統一性があるときは 1 デザインとして出願することができる。

③ 秘密デザイン制度

実施化に必要な準備期間の確保、及び模倣や盗用の防止を図るために、出願人が最初の登録料納付前までに請求することにより設定登録日から 3 年以内の期間を定めてそのデザインの内容を秘密にすることができる(2007 年改定)。また、複数デザイン登録出願の場合はデザイン全体に対してのみ可能である。なお、秘密デザインに関するデザイン権者又は専用実施権者は、特許庁長の証明を受けた書面を提示して警告した後でなければ侵害差止め請求権を行使できないようになっており、侵害差止め請求権行使には一定の制約がともなう。

④ 動的デザイン制度

デザインに関する物品の形状・模様・色彩が、その物品が有する機能によって変化するデザインであって、停止状態では変化後の状態を容易に予測できないデザインをいう。

5. 登録

- 1) 登録料納付後、デザイン権設定登録をしてデザイン公報に掲載し登録公告をする。
- 2) 存続期間は設定登録日から 15 年で、延長は不可能である。
- 3) デザイン権者は同一又は類似のデザインについて独占排他的権利を有する。
デザインの類似は物品の同一又は類似性を前提に成立する。

6. デザイン審判の種類

拒絶決定に対する不服審判、補正却下決定不服審判、取消決定不服審判、デザイン登録無効審判、権利範囲確認審判、通常実施権許与審判などがある。

1. 一般

適用法令 2012 年改正商標法(最終改正:2012 年 6 月 1 日付法律第 11458 号)

2. 登録の対象

商標とは、記号・文字・図形・立体的形状・色彩を結合したもの、異なるものと結合しない色彩又は色彩の結合、ホログラム、動作又はその他に視覚的に認識することができるもの、音・において視覚的に認識することができないもののうち、記号・文字・図形又はその他の視覚的な方法で写実的に表現したものをいう。色彩のみからなる商標も一応出願は可能であるが、以下のような登録要件、つまり識別力の有無、使用による識別力を獲得したか否か、及び機能上の必須不可欠性の有無等の順に登録適格性審査を通して登録可否が決定される。

3. 登録要件

1) 積極的登録要件

- ① その商品の普通名称を普通に用いられる方法により表示する標章のみからなる商標
- ② その商品について慣用されている商標
- ③ その商品の産地・品質・原材料・効能・用途・数量・形状(包装の形状を含む)・価格・生産方法・加工方法・使用方法又は時期を普通に用いられる方法により表示する標章のみからなる商標
- ④ 顕著な地理的名称・その略語又は地図のみからなる商標
- ⑤ ありふれた氏又は名称を普通に用いられる方法により表示する標章のみからなる商標
- ⑥ 簡単でありふれた標章のみからなる商標
- ⑦ そのほか、需要者が何人かの業務に係る商品を表示するものであるかを識別することができない商標は商標登録を受けることができない。
- ⑧ ただし、上記の④項に該当する標章であっても、その標章が特定商品に対する地理的表示である場合には、その地理的表示を使用した商品を指定商品として地理的表示団体標章登録を受けることができる。

2) 消極的登録要件(第 7 条、2007 年改正)

- ① 大韓民国の国旗・国章・軍旗・勲章・褒章・記章、外国の国旗・国章、「工業所有権保護のためのパリ条約」(以下「パリ条約」という)の同盟国・世界貿易機関の会員国若しくは商標法条約の締約国の勲章・褒章・記章、赤十字・オリンピック若しくは著名な国際機関等の名称又は標章と同一又はこれに類似する商標、大韓民国・パリ条約同盟国・世界貿易機関の会員国若しくは商標法条約の締約国・その国の公共機関が使用する監

督用若しくは証明用の印章又は記号と同一又は類似の商標

- ② 国・人種・民族・公共団体・宗教又は著名な故人との関係を虚偽に表示し、又はこれらを誹謗若しくは侮辱し、又はこれらに対して悪い評判を受けさせるおそれがある商標
- ③ 国・公共団体若しくはこれらの機関及び公益法人の営利を目的としない業務又は営利を目的としない公益事業を表示する標章であって著名なものと同一又は類似の商標。ただし、国・公共団体若しくはこれらの機関及び公益法人又は公益事業体で自己の標章を商標登録出願したときは、この限りでない。
- ④ 商標それ自体又は商標が商品に使用される場合、需要者に与える意味及び内容等が一般人の通常の道德観念である善良な風俗に反し、又は公共の秩序を害するおそれがある商標
- ⑤ 政府が開催し、若しくは政府の承認を得て開催する博覧会又は外国政府が開催し、若しくは外国政府の承認を得て開催する博覧会の賞牌・賞状又は褒章と同一又は類似の標章がある商標。ただし、その賞牌・賞状又は褒章を受けた者が当該博覧会で受賞した商品に関して商標の一部としてその標章を使用するときは、この限りでない。
- ⑥ 著名な他人の氏名・名称又は商号・肖像・署名・印章・雅号・芸名・筆名又はこれらの略称を含む商標。ただし、その他人の承諾を得た場合には、この限りでない。
- ⑦ 先の出願による他人の登録商標(地理的表示登録団体標章を除く)と同一又は類似の商標であってその指定商品と同一又は類似の商品に使用する商標
- ⑧ 先の出願による他人の地理的表示登録団体標章と同一又は類似の商標であってその指定商品と同一の商品に使用する商標
- ⑨ 商標権が消滅した日(商標登録を無効にすべき旨の審決があった場合には、審決確定日をいう)から 1 年を経過しない他人の登録商標(地理的表示登録団体標章を除く)と同一又は類似の商標であってその指定商品と同一又は類似の商品に使用する商標
- ⑩ 地理的表示団体標章権が消滅した日(団体標章登録を無効にすべき旨の審決があった場合には、審決確定日をいう)から 1 年を経過しない他人の地理的表示登録団体標章と同一又は類似の商標であってその指定商品と同一の商品に使用する商標
- ⑪ 他人の商品を表示するものとして需要者の間に顕著に認識されている商標(地理的表示を除く)と同一又は類似の商標であってその他人の商品と同一又は類似の商品に使用する商標
- ⑫ 特定地域の商品を表示するものとして需要者の間に顕著に認識されている他人の地理的表示と同一又は類似の商標であってその地理的表示を使用する商品と同一の商品に使用する商標
- ⑬ 需要者の間で顕著に認識されている他人の商品又は営業と混同を生ずるおそれがある商標
- ⑭ 商品の品質を誤認させ、又は需要者を欺瞞するおそれがある商標
- ⑮ 国内又は外国の需要者の間に特定人の商品を表示するものであると認識されている商標(地理的表示を除く)と同一又は類似の商標であって、不当な利益を得ようとし、又はその特定人に損害を加えようとする等、不正の目的をもって使用する商標
- ⑯ 国内又は外国の需要者の間に特定地域の商品を表示するものであると認識

されている地理的表示と同一又は類似の商標であって、不当な利益を得ようとし、又はその地理的表示の正当な使用者に損害を加えようとする等、不正の目的をもって使用する商標

- ⑰ 商標登録を受けようとする商品又はその商品の包装の機能を確保するのに不可欠な立体的形状のみからなり、又は色彩若しくは色彩の組合せのみからなる商標
- ⑱ 世界貿易機関の会員国内のぶどう酒及び蒸留酒の産地に関する地理的表示で構成され、又は同表示を含む商標であってぶどう酒・蒸留酒若しくはこれに類似する商品に使用しようとする商標。ただし、地理的表示の正当な使用者がその該当商品を指定商品として地理的表示団体標章登録出願をしたときは、この限りでない。
- ⑲「植物新品種保護法」第109条により登録された品種名称と同一であるか類似の商標であって、その品種名称と同一又はこれと類似の商品に対してする商標
- ⑳「農産物品種管理法」第8条又は「水産物品質管理法」第9条によって登録された他人の地理的表示と同一又は類似の商標であって、その地理的表示を使用する商品と同一又は同一と認識されている商品に使用する商標
- ㉑大韓民国が外国と、二国間または多国間で締結して発効した自由貿易協定によって保護する他人の地理的表示と同一又は類似の商標、又はその地理的表示で構成されるか若しくはその地理的表示を含む商標であって、該当の地理的表示を使用する商品と同一又は同一と認識されている商品に使用する商標

その他、標章の定義規定に合致すること、先願主義違反商標でないこと、1 商標 1 出願違反でないこと、及び条約の規定に違反していないこと等の要件が要求される。

4. 登録を受けるまでの手続の概要

1) 商標登録出願

- ① 法令で定めた書式による出願書及び添付書類(委任状、優先権証明書等)、見本等を添付して特許庁に提出する。
- ② 韓国商標法は商品分類国際分類を採用し(NICE9 版)、多区分出願が認められるため、商品類区分上の 1 類区分以上の商品、役務を一つの出願書に記載して同時に出願することができる。2007 年 1 月 1 日からは、包括的な指定商品/役務の表記、いわゆる包括名称の表記を認めており(但し、「衣類」のように無制限な包括名称ではなく、同一商品類区分内の同一の類似群コードに属する狭義の包括名称で記載することが求められる。例:外套[スポーツ専用衣類と韓服を除く]、また卸売・小売業も、対象となる商品を具体的に明示した場合には指定役務として認めている。
- ③ 提出された出願書は方式審査にかけられ、方式違反時には補正命令が出され、補正命令に応じなかったり補正によっても瑕疵を直せない場合には手続無効処分となる。
- ④ 担当審査官は、出願の順に従って商品分類別に実体審査(標章の成立性、第 6 条、第

7 条、先願主義、1 商標 1 出願主義)を行い、優先審査申請制度はない。第 23 条所定の拒絶理由が発見されれば出願人に通知し、2 ヶ月以内の期間を定めて意見書の提出機会を与える(意見書提出期間は 1 回につき 1 ヶ月、計 2 回、2 ヶ月の延長が可能)。補正は出願時の商標、商品/役務とも実質的変更がない限り認められる。

- ⑤ 意見書により拒絶理由が解消されたときは出願公告決定をし、その謄本を出願人に送達し、その後商標公報に掲載して出願公告する。そして出願公告日から 2 ヶ月(2007 年改正法)の異議申立期間中に異議申立がないときには、商標登録決定をする。
- ⑥ 拒絶理由が解消されないとき、又は異議申立に理由があると決定したときは拒絶決定をする。出願人は拒絶決定に対しては受領日から 30 日以内に不服審判請求をすることができ(同期間は在外者に限って 1 回に限り 2 ヶ月の延長が可能)、さらに特許法院への審決取消訴訟、大法院(法律審)への上告による不服申立が可能である。

2) 必要書類

- ① 出願人の氏名及び住所、提出日、商標、指定商品及び商品類区分、さらに優先権主張を伴う場合は基礎となる出願の出願番号、優先日、国家名を記載した出願書、優先権主張の旨と最先の出願情報(優先権主張期間は 6 ヶ月で、優先権書類は出願後 3 ヶ月以内に提出)
- ② 立体商標、色彩、ホログラム、動作商標の場合はその旨の記載
- ③ 団体標章の場合は団体標章の使用に関する事項を記載した定款(地理的表示団体標章の場合は地理的表示の定義に合致することを証明する書類も提出)
- ④ 業務標章の場合は業務の経営事実立証の証明書

3) 特殊な出願

- ① 団体標章(地理的表示団体標章を含む)
- ② 商品を生産・製造・加工・証明若しくは販売すること等を業として営む者又はサービス業を営む者が共同で設立した法人が直接使用し、又はその監督下にある所属団体をし自己の営業に関する商品又はサービス業に使用させるための標章をいう。また、地理的表示を使用することができる商品を生産・製造又は加工することを業として営む者のみで構成された法人が直接使用し、又はその監督下にある所属団体をし自己の営業に関する商品に使用させるための団体標章を「地理的表示団体標章」という。
- ③ 業務標章
- ④ 営利を目的としない業務を営む者が、その業務を表象するために使用する標章を業務標章といい、出願時にその業務の経営事実を立証する書面を提出しなければならない。
- ⑤ 指定商品追加登録出願
- ⑥ 商標権者又は出願人は、審査官による審査を経たうえで、登録商標又は商標登録出願の指定商品の追加登録を受けることができる。
- ⑦ 証明標章制度:品質及び特性などを証明するために使用する標章を「証明標章」として

登録を受けることができる。

4) 出願分割及び出願変更

- ① 出願人が 2 以上の商品を出願した場合には、自発的に、又は審査官の拒絶理由通知に対応する過程で、補正が許容される期間内に出願を 2 以上の出願に分割することができる。分割出願は原出願の出願日に出願されたものとみなされる。
- ② 出願変更とは、出願の主体や内容の同一性を維持しつつ、出願の形式のみを変更することを意味し、商標登録出願、サービスマーク登録出願、団体標章登録出願の相互間で認められ、地理的表示団体標章出願及び業務標章登録出願については認められない。また、商標権の存続期間更新登録出願又は指定商品の追加登録出願は、その基礎となる登録商標権に対して無効/取消審判が請求された場合、登録商標が消滅する場合を除いては商標登録出願に変更することができる。

5. 権利の取得と維持

1) 登録

- ① 出願から登録完了までの期間は、2008 年 3 月現在で約 1 年である。
- ② 登録料納付後、商標権設定登録を行い、商標登録原簿に登載して商標登録証を交付する。商標登録料(指定商品追加登録料)は、登録決定又は登録審決の謄本を受領した日から 2 ヶ月以内に納付しなければならず、納付期間を延長しようとする場合には納付期間の経過前に登録料納付期間延長申請をし、1 回に限って 30 日以内の延長をすることができる。
- ③ 存続期間は設定登録日から 10 年で、10 年間ずつ無限に更新登録することができる。

2) 存続期間更新登録及び商品分類の転換

商標登録の更新のためには、更新登録出願を存続期間の満了前 1 年以内に出願しなければならないが、満了後 6 ヶ月以内に出願することもできる。また、更新登録出願時に指定商品が 2 以上の商品となっている場合は、分割することができる。更新出願の審査は方式審査のみである。

3) 商品分類転換(書換え)

1998 年 2 月 28 日以前の旧分類によって商標登録を受けた者は、当該商標権の存続期間の満了日 1 年前から満了後 6 ヶ月以内(更新登録出願期間内)に現行国際分類に基づいて商品分類転換登録をしなければならず、同期間内にこれを行わない場合には当該商標権の存続期間満了日からさらに 10 年が経過した日に商標権が消滅する。

6. 商標審判の種類

商標登録無効審判、存続期間更新登録無効審判、商品分類転換登録無効審判、商標登録取

消審判、専用使用権(通常使用権)登録取消審判、及び権利範囲確認審判などがあり、決定系の審判には拒絶決定に対する不服審判、補正却下決定不服審判などがある。

7. マドリッド議定書による出願

マドリッド議定書が韓国で 2003 年 4 月 10 日から効力を発生したことにより、出願人は韓国を指定国として国際出願することができる。

I. 税関による水際措置又は境界措置(侵害物品の通関保留措置)

1. 一般

特許庁に登録された商標は、税関における水際対策のために税関に申告することができる。税関申告はソウル、釜山等の一箇所の税関にだけ行えば、全国の税関職員が商標申告事項を確認することができ、一般人も関税庁ホームページ(www.customs.go.kr)を通して商標申告事項を照会することができる。一方、2008年1月1日付で施行された一部改正関税法によって、著作権についても商標権と同じく税関への申告手続が設けられるようになり、また明確に著作権侵害であることが認められる物品については税関長が職権で通関保留することができるようになった。

2. 商標権侵害が明白な物品の通関保留手続

- 1) 税関長は、輸出入申告された物品が、商標法により登録された商標権を侵害することが明白な場合には、商標権の税関申告がない場合や商標権者の通関保留要請がない場合であっても通関保留をすることができる。この場合、税関は商標権者に商標権侵害か否かの鑑定を要請し、商標権者は輸出入物品が商標法による商標権を侵害する偽造商品であり、鑑定結果に基づいて発生する民・刑事上の責任を負うという内容を記載した偽造商品鑑定書を税関長に提出する。偽造商品鑑定書を受け取った税関の通関部署は税関内の調査部署に商標法違反か否かの調査を依頼することができ、税関の調査部署は商標法違反か否かを調査した後に刑事的処罰のため検察庁に移管できる。また、全ての刑事的処理が完了するまで当該物品は税関に保管される。
- 2) しかし、輸出入者が商標権侵害ではないと主張するなど、税関自らが商標権侵害を決定するのが容易でないと判断する場合は、税関が商標権者に担保の提供を要請するなど、以下の3で説明する手続に従うことになる場合もある。

3. 商標権侵害のおそれのある物品の通関保留手続

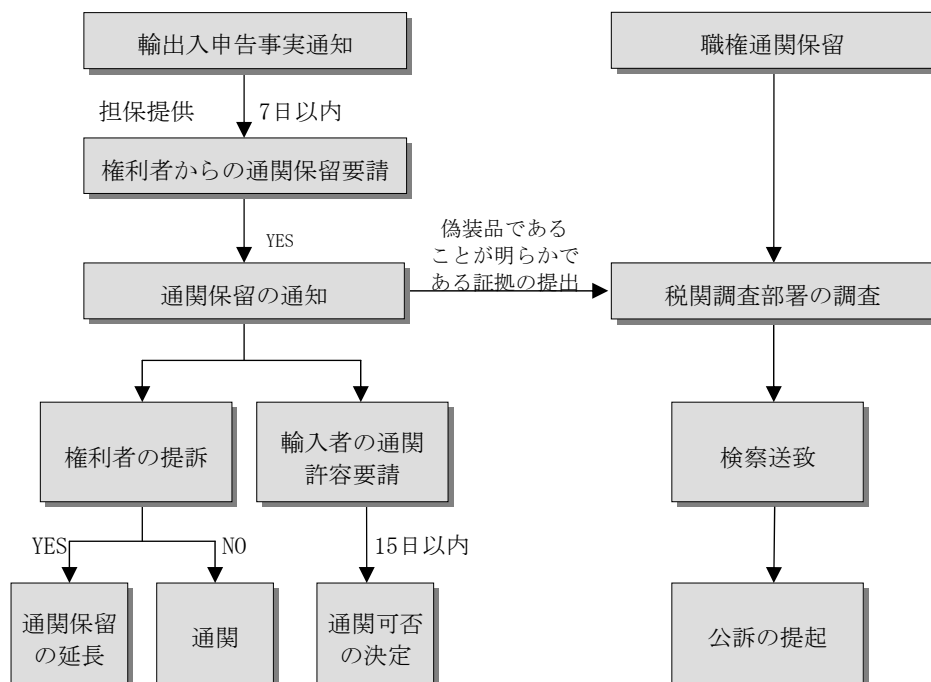
- 1) 商標権侵害が明らかでなく、類似か否かに争いがあり得る場合、税関は商標権申告者に商標権侵害のおそれがある物品の輸出入事実を通知し、その通知を受けた権利者は7日以内に当該物品の真贋を確認し、侵害品と判断されれば、侵害のおそれがある物品の課税価格の120/100に該当する担保を提供して通関保留を要請することができる。
- 2) 担保とともに権利者の通関保留要請を受けた税関長は、輸出入物品が申告された商標権を侵害したと認められる場合には、当該物品の通関を保留して通関保留事実を通関保留要請人及び輸出入者に通知する。このときの通関保留期間は、原則として通関保留要請人が通関保留事実の通知を受けた日から10日までである(しかし、この期間内に通関保留要請人が裁判所に提訴した事実を立証し、又は通関保留を続けるよう裁判所の仮処分決定事実を通知した場合、税関長は当該物品に対する通関保留を続けることができる)。
- 3) 一方、輸出入者は権利者の要請によって通関保留された物品に対し、通関許可要請書及

び商標権を侵害しなかったことを証明する疎明資料等を税関長に提出し、通関保留要請人が提供した担保金額の 25/100 を加算した金額を担保として提供して通関保留物品の通関許可を要請することができる。輸出入者の通関許可要請を受けた税関長は、必要な場合に関税庁長及び特許庁長等関係機関と協議し、又は関係専門家の意見をきいて 15 日以内に通関許可を決定する。

4. 通関保留手続のフローチャート

〈商標権侵害のおそれのある物品の場合〉

〈商標権侵害が明白な物品の場合〉



II. 民事訴訟

1. 民事訴訟の対象となる侵害行為の種類

1) 特許権の侵害

特許侵害は、直接侵害と間接侵害とに分けることができ、直接侵害はまた、発明の構成要件のすべてをそのまま実施する同一領域における侵害と均等領域における侵害とに分けられる。発明の構成要件的特徴のすべてを使用しないが、重要な特徴を使用して同じ結果を得る場合、即ち、請求範囲の一つの要素でも抜けていたり、付加・変更されている場合には、文言侵害は否定され、均等領域においての侵害が成立するかどうかを判断することになる。間接侵害は、現実には侵害といい難いものの、侵害行為の前段階にあって特許侵害とみられる形態の実施(特許が物の発明である場合には、その物の生産にのみ使用する物を業として生産・譲渡・貸与又は輸入し、又はその物の譲渡又は貸与の申出をする行為、特許が方法の発明である場合には、その方法の実施にのみ使用する物を業として生産・譲渡・貸与又は輸入し、又はその物の譲渡又は貸与の申出をする行為)をいう(特許法第 127 条)。

2) 商標権の侵害

商標法第 50 条は、商標権者は指定商品についてその登録商標を使用する権利を独占すると規定しており、その登録商標を指定商品に権限なしに使用すれば、商標権の侵害となる。また、商標法第 66 条では、(i)他人の登録商標と同一の商標をその指定商品に類似する商品に使用し、又は他人の登録商標に類似する商標をその指定商品と同一又は類似の商品に使用する行為、(ii)他人の登録商標と同一又は類似の商標をその指定商品と同一又は類似の商品に使用し、又は使用させる目的で交付・販売・偽造・模造又は所持する行為、(iii)他人の登録商標を偽造若しくは模造し、又は偽造又は模造させる目的でその用具を製作・交付・販売又は所持する行為、及び(iv)他人の登録商標又はこれに類似する商標が表示された指定商品と同一又は類似の商品を譲渡又は引き渡すために所持する行為を、侵害とみなす行為と規定している。

3) 不正競争行為

不正競争行為及び営業秘密保護に関する法律(以下「不正競争防止法」)では、商品主体の混同行為、営業主体の混同行為のほか、他人の商品形態模倣行為(いわゆるデッドコピー)、希釈化行為、原産地又は品質混同行為、生産/加工地虚偽表示行為、他人の商品であると詐称する行為、条約当事国に登録された商標権者の商標を不正使用する行為、及びドメインの先取得行為等を不正競争行為として規定している。

2. 侵害に対する救済の種類及び内容

知的財産権の侵害がある場合、その侵害者に対する権利としては、差止・予防請求権と損害賠償請求権が最も重要である。その他、信用回復請求権、不当利得返還請求権などがある。一方、侵害者が自己の工場内で特許の製法を実施しており、第三者としてこれを確定し難いものの、侵害者が訴訟提起の事実を知れば他の方法に変更してしまう可能性がある等、特別な事情がある場合には、訴訟を提起する前であっても、証拠保全手続として現場及び侵害物の調査を申請することができる(民事訴訟法第 375 条)。

1) 差止・予防請求権

特許権等に対する侵害を理由として侵害行為の差止又は予防を求めることができる権利を差止請求権という。この権利に基づく差止請求訴訟は、被告が実施している物又は方法が原告の特許権を侵害するものであるので、その実施を差止めるよう求める訴訟である。一方、特許権者等は、本案訴訟の申立の前に、侵害の程度が甚だしく緊急措置を要するときは差止請求権を被保全権利として侵害の差止又はその予防を命ずる仮処分を申し立てることができる。

2) 損害賠償請求権

被侵害者は、故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権等を侵害した者に対して、損害の賠償を請求できる。特許権等を侵害した者は過失又は故意があるものと推定されるので、立証責任が転換される。

3) 信用回復請求権

違法な侵害行為により業務上の信用を失墜させた者に対しては、裁判所は特許権者などの請求により損害の賠償に代えて、又は損害の賠償とともに業務上の信用回復のために必要な措置を命じることができる。

4) 不当利得返還請求権

不当利得返還請求制度は、正当な法律上の原因なくして、他人の財産(又は労務)により利得を得て、これによって他人に損害を加えた者に対し、その利得をそのまま保有させることは不公平であるためこれを返還させる制度である(民法第 741 条)。特許法に明文の規定はないものの、理論上特許権者に不当利得返還請求権を認めることには異論がない。

Ⅲ. 保全処分

保全処分とは、仮処分手続や仮差押を意味し、現状が変わった場合に当事者が権利を実行できなくなったり、これを実行するのが非常に困難になるおそれがある場合、債務者の処分を差止めるなどの方法で現状の変更を禁止し、強制執行を保全する手続である。

1. 仮処分

特許権等の侵害を理由として、民事本案訴訟を提起せずに、又は本案訴訟と併行して侵害行為の差止などを請求する仮処分申立をすることができる。仮処分の場合は本案訴訟より早期に法院の判断を受けることができ、仮執行言渡しも可能で、証明ではなく疎明でも侵害行為の立証が可能である点でメリットがあるものの、侵害差止仮処分を受けるためには、その要件として被保全権利があること(例: 特許権侵害か否かに関して争いがあること)及び保全の必要性があることが疎明されなければならない、その点で本案訴訟と異なる。従来の実務によると、侵害が肯定されれば直ちに保全を行う必要性(緊急性)も肯定されるとみなす見解もあったが、最近は必要性もある程度は疎明されなければならないとされており、商標権を使用していない等の事情がある場合、ケースによっては仮処分が棄却されることもあり得るリスクがある。

2. 仮差押

仮差押とは、金銭債権又は金銭に換算できる債権の執行を保全するために、執行の対象となる債務者等の一般財産を現状のまま維持しておくことを目的とする保全処分である。被保全債権(債権者の債務者に対する債権)があること、及び理論的には仮差押の必要性について疎明しなければならない。

Ⅳ. 模倣に対する刑事的救済

1. 刑事罰の種類及び内容

産業財産権の犯罪に関するものは、特許法等に規定があるものを除いては、刑法総則の規定がそのまま適用される(刑法第 8 条)。以下では、商標法の規定に基づき各法律の特色及び違いについて説明する。

1) 商標法

商標法では、侵害の罪(第 93 条)、偽証の罪(第 94 条)、虚偽表示の罪(第 95 条)、詐欺の行為の罪(第 96 条)、及び没収(第 97 条の 2)等を規定している。その内容によると、商標権侵害罪に関しては、商標権及び専用使用権を侵害した者は 7 年以下の懲役又は 1 億ウォン以下の罰金に処すると規定しており、没収等に関しては、侵害行為に供し、又はその侵害行為によって生じた商標・包装又は商品、及び商標又は包装の製作用具はこれを没収すると規定している。また、法人の代表者又は法人若しくは個人の代理人・使用者その他の従業員が、その法人又は個人の業務に関し侵害罪に該当する場合には、行為者を罰するほか、その法人に対しては 3 億ウォン以下の罰金刑、個人に対しては各 1 億ウォン以下の罰金刑に処する両罰規定を設けている。

2) 特許法

特許侵害と関連した刑事的制裁としては、特許権侵害の罪(特許法第 225 条)のほかにも偽証の罪(特許法第 226 条)、虚偽表示の罪(特許法第 227 条)、詐欺の行為の罪(特許法第 228 条)、秘密を漏らした罪(特許法第 229 条)等が考えられる。一方、反対の見解もあるが、特許権侵害類型のうち間接侵害は、日本の通説とは異なり特許権侵害罪を構成しないものとする(大法院判例 1993 年 2 月 23 日付 92ド 3350)。特許侵害の罪、虚偽表示の罪及び詐欺の行為の罪は法人も処罰する両罰規定(特許法第 230 条)により犯罪行為の防止を強化している。

3) その他

- ① デザイン保護法でも、侵害の罪(7 年以下の懲役又は 1 億ウォン以下の罰金)、秘密を漏らした罪等、両罰規定、及び侵害行為を組成した物又はその侵害行為から生じた物に対する没収を規定している。著作権法でも、著作財産権侵害罪に対しては 5 年以下の懲役又は 5 千万ウォン以下の罰金、著作人格権の侵害に対しては 3 年以下の懲役又は 3 千万ウォン以下の罰金、両罰規定、及び没収を規定している。また不正競争防止法では、不正競争行為を行った者に対し 3 年以下の懲役又は 3 千万ウォン以下の罰金、及び両罰規定を設けている。ただし、不正競争防止法第 2 条第 1 号のいわゆるデッドコピーによる不正競争行為には刑事罰が適用されないため、損害賠償請求等の民事的救済のみが可能である。
- ② 特許権、実用新案権、デザイン権に対する侵害罪は親告罪である(特許法第 225 条 2 項、実用新案法第 45 条、デザイン保護法第 82 条)(しかし、商標権に対する侵害罪は非親告罪)。また、親告罪である特許侵害罪は告訴権者の告訴がなければ手続が開始されず、犯人が明らかになった日から 6 ヶ月以内に行わなければならない(刑事訴訟法第 230 条)。
- ③ 一方、著作権は原則的に親告罪であるが、親告罪の原則を緩和して、営利のために常習的に著作財産権等を侵害した行為に対しては、権利者の告訴なしでも刑事処罰ができるように非親告罪に変更した(著作権法第 140 条)。このような著作権侵害行為は、著作物の利用秩序及び産業秩序を著しく害するものであるため、これを非親告罪化して

早急に刑事責任を問う必要があるという点が改正法律に反映されたものである。

V. 不公正貿易行為に対する貿易委員会による救済制度

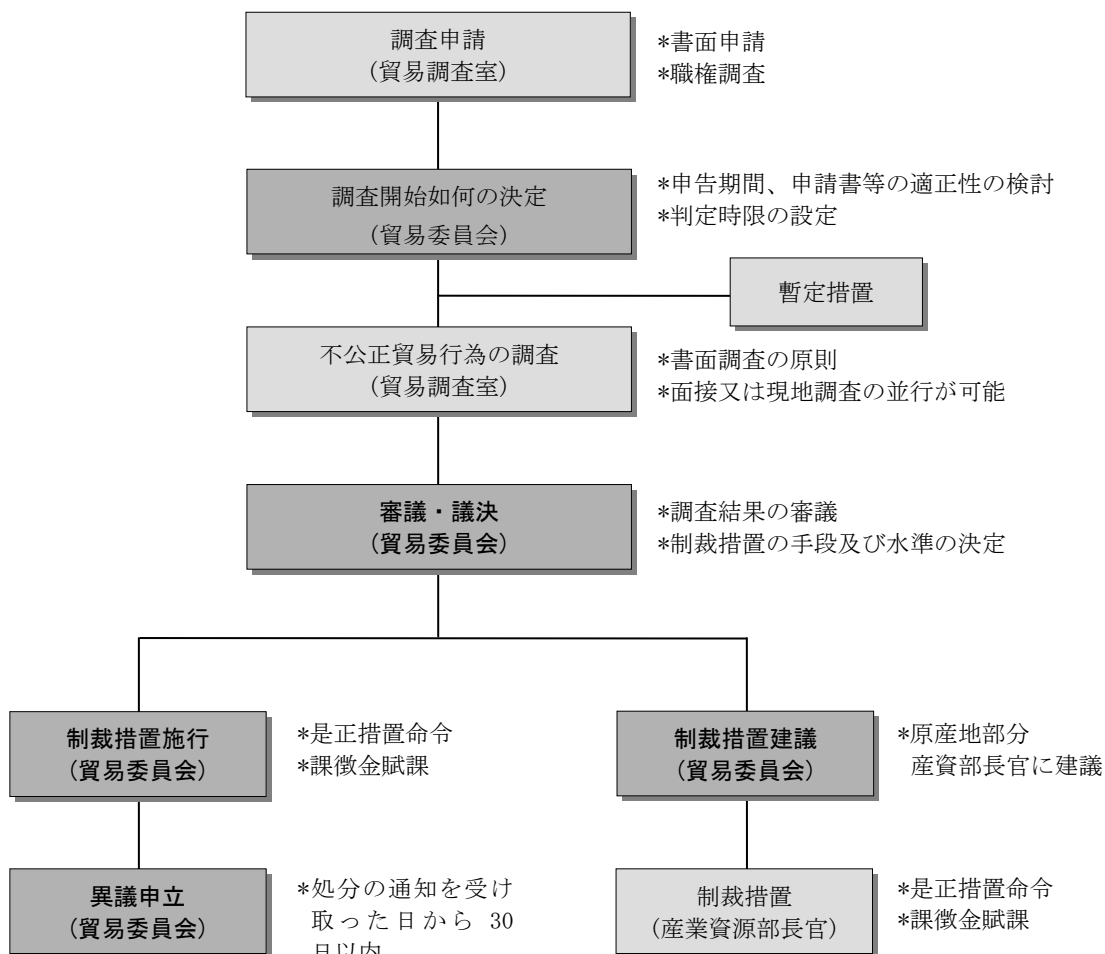
1. 一般

不公正貿易行為の調査及び産業被害救済に関する法律では、大韓民国の法令又は大韓民国が当事者である条約によって保護される特許権・実用新案権・デザイン権・商標権・著作権・著作隣接権・プログラム著作権及び半導体集積回路の配置設計権又は地理的表示及び営業秘密を侵害する物品等の輸出入、国内販売、製造行為、更に、原産地表示違反行為等(以下、「不公正貿易行為」)を禁止し、その救済を図っている。何人もこのような不公正貿易行為があった日から1年以内にこれを調査するよう貿易委員会に書面で申請することができる。

2. 貿易委員会の措置

貿易委員会は、このような不公正貿易行為に対して、当該物品等の輸出・輸入・販売・製造行為の中止、当該物品等の搬入の排除及び廃棄処分等を命じる是正措置命令又は課徴金を賦課することができる。また、不公正貿易行為により、申請人等が回復できない損害を受けたり、受けるおそれがある場合は、最終的決定の前であっても、貿易委員会は申請により暫定的に不公正貿易行為の中止等を命じることができる。

3. 不公正貿易行為に対する調査手続フローチャート



問合せ先

1. 税関による水際措置又は境界措置(侵害物品の通関保留措置)

関税庁	住所	大田広域市西区屯山洞 920 番地
	代表	82-42-481-4114(代)
		http://www.customs.go.kr
ソウル税関	住所	ソウル特別市江南区論峴 2 洞 71 番地ソウル税関
	電話	82-2-3438-1114
金浦税関	電話	82-2-2660-8500
釜山税関	電話	82-51-460-6114
仁川空港税関	電話	82-32-740-3333
仁川税関	電話	82-32-452-3114
大邱税関	電話	82-53-750-9536
光州税関	電話	82-62-600-2121

2. 模倣に対する刑事的救済

大検察庁	住所	ソウル特別市瑞草区盤浦路 706
	電話	82-2-3480-2000(代)
		http://www.sppo.go.kr

3. 模倣に対する民事訴訟、仮処分及び仮差押

大法院	住所	ソウル特別市瑞草区瑞草路 219
	電話	82-2-3480-1100(代)
		http://www.scourt.go.kr

4. 証拠保全

問合せ先	住所	ソウル特別市瑞草区瑞草路 219
	電話	82-2-3480-1100
		http://www.scourt.go.kr

5. 不公正貿易行為

貿易委員会	住所	京畿道果川市中央洞 2 番地 技術標準院本館棟 5 階
	電話	82-2-2110-5560(代)
		http://www.ktc.go.kr/

情報提供協力者

氏名 弁護士 梁 英俊
 弁理士 朴 普顯
 弁理士 安 耕模
 弁理士 柳 昌吾

事務所名 金・張法律事務所

住所 韓国ソウル鍾路区内資洞223 世洋ビル(〒110-720)

電話 (822) 3703-1060 FAX:(822) 727-9091～3

e-mail yyiyang@kimchang.com
 bhpark@ip.kimchang.com
 kmahn@ip.kimchang.com
 coryu@ip.kimchang.com

ウェブサイト: <http://www.kimchang.com>